

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が、「平成22年1月1日から平成22年9月30日までの〇〇〇〇に係る調査・面接記録及び取扱経過記録等」（以下「本件対象保有個人情報」という。）について、平成22年11月29日付けで行った部分開示決定のうち、別表に掲げる部分については開示すべきである。

実施機関が行ったその余の決定については、妥当である。

2 異議申立て及び審査の経緯

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、埼玉県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第15条第2項の規定に基づき、実施機関に対し、平成22年10月1日付けで「平成22年1月1日より平成22年9月30日までの〇〇〇〇に係る児童記録票」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。これに対し実施機関は、条例第21条第1項の規定に基づき、平成22年11月29日付けで本件対象保有個人情報の部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (2) 申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、平成23年2月2日付けの異議申立書により、実施機関に対し、不開示部分の開示を求める旨の異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (3) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成23年3月16日、実施機関から条例第41条の規定に基づく諮問を受けた。
- (4) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成23年4月15日、実施機関から理由説明書の提出を受けた。
- (5) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成23年5月13日、申立人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
- (6) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成23年6月3日、実施機関からの意見聴取を行った。

3 申立人の主張の要旨

- (1) 申立人と実施機関との間で行われた、話し合いや電話に関する記録は条例第17条





護業務に関する情報を開示すると、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○施設に入所中である児童Aの○○○○○○○○○○治療を妨げるおそれが認められる。

また、申立人は児童Aに対し不適切な養育・監護を行ったことによって、児童虐待防止法第12条第1項の規定に基づく面会通信制限を受け、これに対し行政不服審査法上の不服申立てを提起していることから、本件の代理請求が児童Aの利益に反して行われている可能性は否定できない。児童A自身に関する医療情報及び児童Aに対する実施機関の保護業務に関する情報を開示すれば、申立人から実施機関や○○○○○○○○○○施設に対する様々な働きかけが行われ、現在の児童Aの監護環境に悪影響を及ぼすおそれが認められる。

#### イ 開示すべき部分について

本件対象文書は児童Aに関する総合的なファイルであるため、条例第17条第2号に該当しない情報が含まれているか否かについて更に検討を加えた。

##### ① 本件対象文書中の「取扱経過記録」について

本件対象文書中の「取扱経過記録」は、調査・面接、諸会議、児童の医療や保護に関する記録のほか、児童相談所の行う業務に係る全般的な事柄についての概要を取扱順に記載した文書である。その内容を見分したところ、実施機関内部での一般的な事務手続に関する決裁と、それに伴う事務連絡の情報であって、児童A自身に関する医療情報及び児童Aに対する実施機関の保護業務に関する情報を含まないものが確認できた。

別表①欄に示したこれらの情報については、開示しても児童Aの権利利益を害するおそれは認められないので、開示すべきである。

なお、「取扱経過記録」の開示部分について、日付けの記載が「〃」「同上」として省略され日付けが不明な箇所が存在する。別表①欄に示した部分については、日付けが判明するように開示すべきである。

##### ② 本件対象文書中の「調査・面接記録」、「諸会議録」について

①の「取扱経過記録」が児童相談所の行う業務に係る全般的な事柄についての概要を記載した文書であることは既に述べた。概要とは別に、調査・面接、諸会議については必要に応じて「調査・面接記録」、「諸会議録」として詳細に記録化されており、その概要で開示すべきとしたものと同じの情報については、これらを開示しても児童Aの権利利益を害するおそれは認められず、別表②欄に示した部分について開示すべきである。

③ 本件対象文書中の通知文等について

本件対象文書に含まれる実施機関が発受した通知文等のうち別表③欄に示したもののについては、施設入所に係る一般的な事務手続に関する依頼文や通知文及び添付書類であり、これらを開示しても児童Aの権利利益を害するおそれは認められず、開示すべきである。

ウ 申立人のその他の主張について

- ① 申立人は、面会通信制限により児童Aに関与できないことを理由に、申立人に個人情報を開示しても児童Aの治療に影響はないはずであり、条例第17条第2号に該当しないと主張している。

しかし、児童の保護業務は児童虐待防止法第4条第1項に基づき、親子の再統合の促進に配慮して行われるものである。現時点で申立人が児童Aに接触できないからといって、将来的に親子の再統合が想定される以上、今後児童Aの権利利益が害されるおそれを否定することはできないから、申立人の主張は認められない。

- ② また、申立人は、面会通信制限が行われていなかった時期の児童Aとの面会記録については、面会を許されていたのであるから条例第17条第2号に該当しない旨を主張する。しかし、文書の作成時点の状況は開示不開示の判断に影響するものではない。

したがって、申立人の主張は採用できないから、上記アで述べたとおり、申立人に児童Aに対する実施機関の保護業務に関する情報を開示することは妥当でない。

- ③ なお、申立人は平成22年7月5日の〇〇児童相談所での面接の記録がない旨の主張をしているので、本件対象文書中の該当する記載について見分したところ、同日分の面接については同席した児童福祉司によって報告書が作成されており、その全部が条例第17条第2号に定める不開示情報であることを確認した。実施機関によれば、行った面接の内容は必要に応じて記録化しており、全ての面接について記録化するものではないとのことであり、上記の例についても実施機関の説明に特段の不合理な点は認められない。

- ④ 申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

(2) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

磯野 弥生、土田 伸也、野崎 正

審査会の経過

| 年 月 日       | 内 容             |
|-------------|-----------------|
| 平成23年 3月16日 | 諮問を受ける（諮問第42号）  |
| 平成23年 4月15日 | 実施機関から理由説明書を受理  |
| 平成23年 5月13日 | 申立人から意見書を受理     |
| 平成23年 6月 3日 | 審議及び実施機関からの意見聴取 |
| 平成23年 7月15日 | 審議              |
| 平成23年 8月 5日 | 審議              |
| 平成23年 9月14日 | 審議              |
| 平成23年10月20日 | 審議              |
| 平成23年11月25日 | 審議              |
| 平成23年12月21日 | 審議              |
| 平成23年12月22日 | 答申              |

別表

|          | 個人情報の種別  | 開示すべき部分   |
|----------|--|---|
| <p>①</p> | <p>「取扱経過記録」のうち、実施機関内部での起案決裁や事務連絡に関する情報であって、児童A自身に関する医療情報及び児童Aに対する実施機関の保護業務に関する情報を含まないもの。</p> | <p>18 ページ 4－8 行目<br/>           19 ページ 24－27 行目<br/>           35 ページ 4－5 行目<br/>           37 ページ 7－13 行目<br/>           44 ページ 6 行目<br/>           46 ページ 4－8 行目<br/>           67 ページ 4 行目<br/>           69 ページ 4 行目<br/>           72 ページ 20 行目<br/>           75 ページ 4 行目<br/>           76 ページ 24 行目<br/>           77 ページ 4 行目<br/>           91 ページ 25 行目<br/>           95 ページ 11-12、17 行目<br/>           100 ページ 19 行目<br/>           104 ページ 3 行目<br/>           106 ページ 14 行目<br/>           109 ページ 22-23 行目<br/>           110 ページ 15-16 行目<br/>           112 ページ 19 行目<br/>           113 ページ 20 行目<br/>           116 ページ 4、14－24 行目<br/>           117 ページ 21-22 行目<br/>           119 ページ 15-19、21-22、28 行目<br/>           120 ページ 18－23 行目<br/>           121 ページ 26-27 行目<br/>           122 ページ 3 行目</p> |

|   |  |   |
|---|--|---|
| ① | 「取扱経過記録」のうち、日付けの記載が省略されて不明な箇所  | <p>13 ページ4行目の日付け<br/> 26 ページ13行目の日付け<br/> 41 ページ6行目の日付け<br/> 42 ページ4行目の日付け<br/> 44 ページ4行目の日付け<br/> 72 ページ4行目の日付け<br/> 73 ページ4行目の日付け<br/> 76 ページ4行目の日付け<br/> 95 ページ3行目の日付け<br/> 100 ページ3行目の日付け<br/> 106 ページ3行目の日付け<br/> 109 ページ3行目の日付け<br/> 119 ページ8行目の日付け<br/> 121 ページ4行目の日付け</p> |
| ② | 「調査・面接記録、諸会議録」のうち、実施機関内部での起案決裁や事務連絡に関する情報であって、児童A自身に関する医療情報及び児童Aに対する実施機関の保護業務に関する情報を含まないもの | <p>181 ページ上から5番目までの欄<br/> 275 ページ1行目<br/> 277 ページ上から2番目までの欄<br/> 318 ページ上から2番目までの欄<br/> 348 ページ不動文字と記載欄1行目<br/> 350 ページ1-2行目<br/> 375 ページ3行目<br/> 388 ページ21行目</p>   |
| ③ | 「通知文等」のうち、実施機関内部での起案決裁や事務連絡に関する情報であって、児童A自身に関する医療情報及び児童Aに対する実施機関の保護業務に関する情報を含まないもの         | <p>141、144、146、214、215、389、<br/> 417 ページ</p>  |

※ ページと行の数え方については本件処分に従った。